

道選第 号
平成21年3月 日

札幌市選挙管理委員会事務局長

様

各 支 所 長

北海道選挙管理委員会事務局長

国民投票制度に関する広報事業について

このことについて、総務省自治行政局選挙部管理課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、貴職におかれましては、この旨、貴管内市区町村選挙管理委員会に通知願います。

担当：大和田

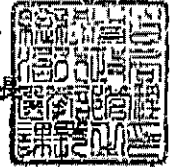
TEL：011-231-4111 内線 23-518

FAX：011-232-1126

E-mail：cowada.shun@pref.hokkaido.lg.jp

各都道府県選挙管理委員会事務局長 御中

総務省自治行政局選挙部管理課長



国民投票制度に関する広報事業について

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）が、平成19年5月14日に成立し、同月18日に公布され、公布の日から起算して3年を経過した日（平成22年5月18日）から施行されることとなります。

本法で規定されている国民投票は、日本国憲法の改正にかかる重要な手続きであることから、国民に制度の趣旨及び内容を十分に周知する必要があります。

このため、総務省では、下記のとおり広報事業を実施することとしました。

つきましては、本件について、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会へ通知していただくとともに、広報事業に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. リーフレットの配布

①リーフレットの内容

国民投票制度の概要を記載（別紙1のとおり）

②リーフレット配布数

各市区町村の世帯数に応じて配布（別紙2のとおり）

③リーフレット配布時期

3月下旬頃を予定（総務省が契約する配送業者が各都道府県・市区町村の選挙管理委員会へ直接発送）

④活用方法例

各団体の窓口や冊子ラックへの備え付け等により住民へ周知

2. インターネットHPの開設

①HPの内容

制度の概要や提供した資料・法令の掲載（トップ画面は別紙3のとおり）

②HPの開設時期

平成21年3月16日を予定

③HPのURL

http://www.soumu.go.jp/senkyo/kokumin_touhyou/index.html

④その他

当該HPはリンクフリーとする。

国民投票係 鈴木、増田

電話：03-5253-5574 FAX：03-5253-5575

メール：ts.suzuki@soumu.go.jp

s.masuda@soumu.go.jp

リーフレット配布数

配布先	配布数(部)
都道府県	300
指定都市	200
市区町村(400,000世帯以上)	36,000
市区町村(300,000世帯以上～400,000世帯未満)	28,000
市区町村(200,000世帯以上～300,000世帯未満)	21,000
市区町村(100,000世帯以上～200,000世帯未満)	14,000
市区町村(70,000世帯以上～100,000世帯未満)	7,000
市区町村(40,000世帯以上～70,000世帯未満)	5,000
市区町村(20,000世帯以上～40,000世帯未満)	2,800
市区町村(10,000世帯以上～20,000世帯未満)	1,400
市区町村(7,000世帯以上～10,000世帯未満)	700
市区町村(4,000世帯以上～7,000世帯未満)	500
市区町村(2,000世帯以上～4,000世帯未満)	300
市区町村(1,000世帯以上～2,000世帯未満)	200
市区町村(1,000世帯未満)	100

※1 世帯数は平成20年3月31日時点を基準としている。

※2 指定都市については市選挙管理委員会に200部、各行政区の選挙管理委員会に世帯数に応じて配布する。

(例) 札幌市選挙管理委員会 200部
 札幌市中央区選挙管理委員会 14,000部
 札幌市北区選挙管理委員会 14,000部

・
 ・
 ・